

指定校変更及び区域外就学許可基準

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更および第9条に基づく区域外就学について、許可する範囲及び提出書類を下記のとおり定める。

記

(転入出・転居等による基準)

1. 小学校4年以前・中学校1年の児童生徒が転居、転出した場合
 - (1) 学期途中で転居・転出した者は学期末までとする。
2. 小学校5年・中学校2年以降の児童生徒が転居、転出した場合
 - (1) 前学年の3学期の終業式以降に転居・転出した者は卒業(3月31日)までとする。
 - (2) 同じ学校に通う弟妹がある場合は、兄姉が卒業(3月31日)するまでとする。
ただし、弟妹が小学校5年・中学校2年の場合は卒業(3月31日)するまでとする。
3. 転入予定の場合
 - (1) 6ヵ月を限度とする。
 - (2) 提出を求める書類は、入居時期を確認できる書類(請負契約書写、賃貸契約書写等)
4. 住居建替による仮住所からの就学の場合
 - (1) 建て替えの期間までとする。
 - (2) 提出を求める書類は、工事期間が確認できる書類(請負契約書写、賃貸契約書等仮居住地での居住を証する物)

(教育的配慮による基準)

5. 身体的な理由及び「いじめ」や「不登校等」の場合
 - (1) 教委子育て支援課、教育政策課及び学校長と協議により、教育的配慮が必要と認められる場合、教育的配慮が必要な期間を許可する。ただし、市内転校に限るものとする。
 - (2) 提出を求める書類は、教育的配慮が必要と確認できる書類(学校長の意見書)
6. その他の事情で教育長が特別に認める場合

(承諾条件等)

7. 指定校変更願および区域外就学願を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に願書に係る許可の可否を決定し、速やかに該当者に通知する。なお、承諾にあたっては次のことを条件とする。
 - (1) 通学途上の安全については保護者が責任をもつこと。
 - (2) 徒歩、自家用車での送迎または電車・バス等の公共交通機関を利用して通学すること。
 - (3) 通学時間は片道1時間以内であること。